

岩手県監査委員告示第55号

監査結果の公表（平成26年岩手県監査委員告示第42号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年11月4日

岩手県監査委員 柳 村 岩 見
岩手県監査委員 高 橋 昌 造
岩手県監査委員 吉 田 政 司
岩手県監査委員 工 藤 洋 子

1（1） 監査対象機関名 県土整備部建設技術振興課

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成26年4月22日

イ 本監査実施日 平成26年6月13日

（3） 監査結果の公表の日 平成26年8月5日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
赴任旅費の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが3件、52,820円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	支給すべき金額より多く支給していた赴任旅費については、平成26年4月24日に返納処理を完了した。 今後は、チェックを徹底し、再発防止に努めることとした。

2（1） 監査対象機関名 県南広域振興局土木部花巻土木センター

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成26年5月7日及び8日

イ 本監査実施日 平成26年6月18日

（3） 監査結果の公表の日 平成26年8月5日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
委託業務の執行に当たり、予定価格の積算を誤っていたものが1件、82,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	積算を誤った委託業務については、今後は、積算基準の適用の徹底を図ることにより、再発防止に努めることとした。

3（1） 監査対象機関名 県北広域振興局土木部二戸土木センター

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成26年5月8日及び9日

イ 本監査実施日 平成26年6月18日

（3） 監査結果の公表の日 平成26年8月5日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
屋外広告物等表示許可に当たり、許可期間が不適当なものが3件あったので、適正な事務の執行に努められたい。	屋外広告物等表示許可については、被許可者に対して適切な更新申請を行うよう要請し、許可期間更新手続の適正化を図るとともに、職員相互のチェック体制を強化することにより再発防止に努めることとした。